

## 北海道バレーボール協会競技者及び役員倫理規程細則

### (趣 旨)

第1条 この細則は、北海道バレーボール協会競技者及び役員倫理規程第4条第1項に定める倫理委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (委員会の任務)

第2条 委員会は、北海道バレーボール協会競技者及び役員倫理規程第4条第2項及び第3項の規定に基づき、事実関係の調査を行い、調査の結果、違反行為があったと認められる場合には、科すべき処分内容を決定し、会長へ報告する。

### (組 織)

第3条 委員会は、次の者をもって組織する。

- (1) 副会長 1名
- (2) 常任理事 2名
- (3) 学識経験者 2名

### (学識経験者)

第4条 前条第4号の学識経験者は、常任理事会が選考し会長がこれを委嘱する。

### (役 員)

第5条

- (1) 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選する。
- (2) 委員長は、委員会を統括し、会議を招集してその議長となる。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

### (委員の任期)

第6条 委員の任期は、北海道バレーボール協会規約第28条の規定を準用する。

### 附 則

この細則は、平成24年3月10日から施行する。

### 附 則

この細則は、平成25年5月25日から施行する。